

【政府の主な対応】

政府の初動体制の確立や応急対応要員の応援体制構築などにより、政府の陣頭指揮体制が早期に確立され、実働機関の応援派遣も従来に比べると迅速に行われた。

一方で、各実働機関等調整については、国レベルでの調整の仕組みが整っていないため、現場レベルでの調整がもっぱらであった。

＜政府対策本部の設置＞

- ・平成23年3月11日(発災当日)、官邸対策室を設置し、緊急招集チームを参集。同日、緊急災害対策本部を設置。
- ・3月11日、原子力災害対策本部を設置。
- ・3月12日、宮城県に緊急災害現地対策本部を設置。

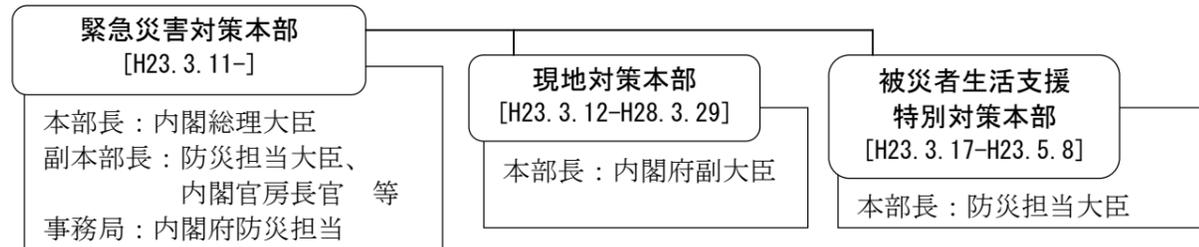
＜防災担当大臣による対応＞

- ・防災担当大臣が発災直後から緊急災害対策本部の副本部長に就くとともに、被災者生活支援特別対策本部の本部長に就任し、被災者生活支援を陣頭指揮。

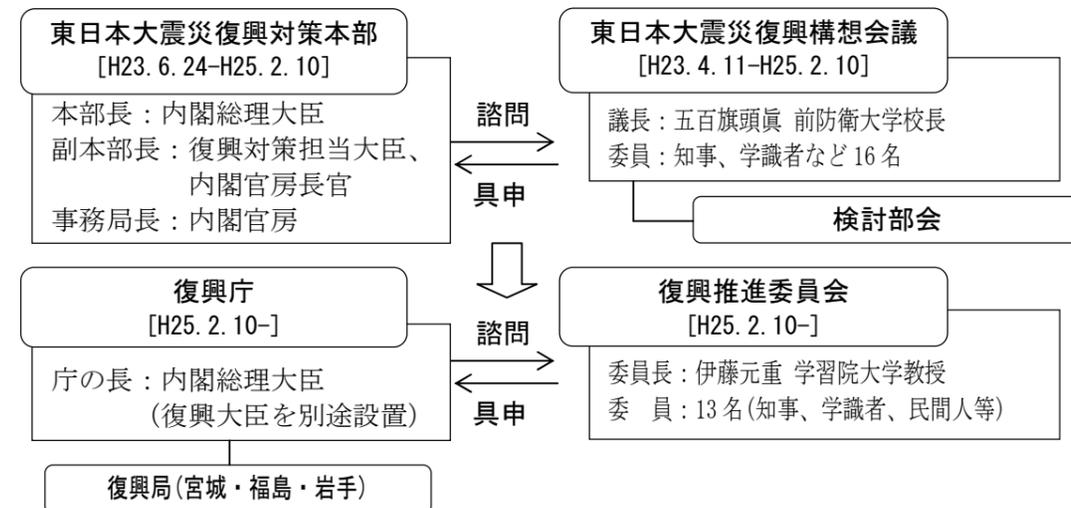
＜復興推進体制の構築＞

- ・4月14日、地元首長や有識者等からなる「東日本大震災復興構想会議」を設置。
- ・6月24日、復興施策の総合調整を図るため「東日本大震災復興対策本部」を設置。
- ・6月27日、東日本大震災復興対策担当大臣として、松本龍防災担当大臣が就任。
- ・平成24年2月10日、「復興庁」発足。「復興大臣」「復興推進委員会」を設置。

《応急・緊急対策》



《復興対策》



＜応急対応要員の初動対応＞

- ・警察(広域緊急援助隊)、消防(緊急消防援助隊)、自衛隊、DMATなどの実働機関については、阪神・淡路大震災以降に構築された広域応援体制により、発災当日から応急対応要員が全国から応援に入り、救急救命にあたった。

＜被災自治体の対応＞

- ・津波により庁舎が流されるなど、行政機能が著しく低下したことにより、初動体制の構築に時間を要する自治体が多く発生した。
- ・大規模かつ広域的な災害であったことから、市町村の行政機能の回復、広域的な物資供給など、従来の大災害では想定していなかった課題が発生した。

＜復旧・復興に向けた法整備＞

- ・「東日本大震災復興基本法」では、復興の基本方針を示すだけでなく、資金確保や特区制度、復興庁の創設など、復興に向けた資金調達や組織・制度に踏み込んだ法体系となった。
- ・「東日本大震災復興特別区域法」の制定により、阪神・淡路大震災からの復興では実現しなかった特区制度が被災地に適用された。

【東日本大震災以降の体制整備】

- ◎ 広域応援や物資供給など、東日本大震災において課題となった点を改善するため、平成25年に災害対策基本法が大きく改正され、プッシュ型による物的支援、国や都道府県による代行措置、自治体間の広域的な応援に関する規定などが追加された。
- ◎ 広域にわたる災害からの復旧や、津波による甚大な被害を受けたことなどを教訓に、「大規模災害からの復興に関する法律」「津波対策の推進に関する法律」「津波防災地域づくりに関する法律」など、大規模復興や津波防災等に関する法整備が行われた。